
令和元年 9 月 宇美町議会定例会会議録（第5日）

令和元年9月20日（金曜日）

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 認定第1号 平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成30年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成30年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成30年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成30年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 報告第1号 平成30年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 追加日程第一 議案第41号 町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第二 発議第2号 天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議
- 日程第7 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成30年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成30年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成30年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成30年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 報告第1号 平成30年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 追加日程第一 議案第41号 町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第二 発議第2号 天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議
- 日程第7 閉会中の所管事務調査について
-

出席議員（14名）

1番	丸山 康夫	2番	平野 龍彦
3番	安川 繁典	4番	藤木 泰
5番	入江 政行	6番	吉原 秀信
7番	時任 裕史	8番	黒川 悟
9番	脇田 義政	10番	小林 征男
11番	飛賀 貴夫	12番	白水 英至
13番	南里 正秀	14番	古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	川畑 廣典		
書記	太田 美和	書記	松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長	木原 忠	副町長	高場 英信
教育長	佐々木壮一朗	総務課長兼福祉課長	佐伯 剛美
政策経営課長	工藤 正人	財産活用課長	中西 敏光
まちづくり課長	丸田 宏幸	税務課長	江崎 浩二
会計課長	藤井 則昭	住民課長	八島 勝行
健康づくり課長	飯西 美咲	子育て支援課長	安川 禎幸
環境課長	太田 一男	農林振興課長	瓦田 浩一
建設・都市計画課長	藤木 浩一	上下水道課長	藤木 義和
学校教育課長	原田 和幸	社会教育課長	安川 忠行
町制施行100周年事業推進事務局長			安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に、本日の議日程第5号と決算審査特別委員会審査報告書をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

お諮りします。本日までには条例案1件、発議1件の2件を受理していますので、追加議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。以上2件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に挙げています。

また、本日、本会議終了後、議会改革調査特別委員会小委員会を開催する予定であります。よろしく申し上げます。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、認定第1号 平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定についてから日程第5、認定第5号 平成30年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。飛賀決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（飛賀貴夫君） 宇美町町議会議長古賀ひろ子殿。決算審査特別委員会委員長飛賀貴夫。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

委員会開催日、令和元年9月12日、13日、17日。

事件の名称、認定第1号 平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算については、歳入総額4億2,201万8,113円、歳出総額4億2,511万2,499円で、1,950万5,614円の黒字決算です。

歳入は、1款後期高齢者医療保険料2億7,638万5,790円、3款繰入金1億2,173万9,299円、4款繰越金2,379万1,614円が主なものです。3款繰入金の内訳については、

福岡県後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金を含む職員給与費等繰入金及び低所得者に対する保険料軽減措置による減収額を補てんするための保険基盤安定繰入金です。

歳出の1款総務費1,685万421円は、職員2名分の人件費、被保険者証、賦課通知書の郵便料などです。2款後期高齢者医療広域連合納付金は3億8,543万9,018円で、その内訳は保険料負担金分2億8,050万2,510円、広域連合事務費負担金分864万1,576円及び保険基盤安定負担金分9,629万4,932円となっています。

審査では、収納率向上の理由、1人当たりの医療費が高額な要因、医療費抑制のための取り組みなどについて質疑がありました。

採決の結果は、認定とするものと決したことを報告します。

次に、事件の名称、認定第2号 平成30年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成30年度宇美町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算については、歳入総額39億481万9,088円、歳出総額39億2,590万1,335円で、2,108万2,247円の赤字決算となっています。

歳入では、1款国民健康保険税は7億3,431万4,763円、4款県支出金は28億1,380万1,378円、5款一般会計からの繰入金は3億3,778万2,153円、7款諸収入は1,831万6,794円です。

歳出では、1款総務費4,752万5,226円で、総務管理費、徴収費、運営協議会費となっています。2款、全体の71.3%を占める保険給付費は27億9,977万9,128円です。3款国民健康保険事業費納付金9億7,816万4,170円は、県が国保財政運営の主体となったことにより新たな歳出となっており、6款保健事業費は2,403万3,379円、8款諸支出金は6,798万6,726円です。10款繰上充用金は前年度赤字額841万1,978円を補てんしたものです。

審査では、収納業務委託の効果、レセプト点検事務委託料の内容、ジェネリック医薬品の推進、出産育児一時金の推移、1人当たりの医療費の県内順位、医療費抑制のための取り組み、特定健診の保健指導率の上昇の理由、特定健診の受診率と受診目標値、不納欠損の額、滞納改善の見通し、滞納者への強行徴収、国保財政の今後の見通しなどについて質疑がありました。

採決の結果は、認定とするものと決したことを報告します。

事件の名称、認定第3号 平成30年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

平成30年度宇美町上水道事業会計の決算は、収益的収支では、収入総額7億6,008万3,070円で、営業収益7億2,103万7,818円は給水収益、手数料及び雑収益です。営

業外収益3,904万5,252円は、預金利息、他会計負担金、給水申込負担金及び長期前受金戻入です。

支出総額は7億358万4,756円で、営業費用6億5,783万5,261円は、経常的経費のほか受水費、減価償却費などです。営業外費用4,574万9,495円は、企業債利息及び消費税です。

資本的収支の収入総額3,804万119円は、工事負担金及び固定資産売却代です。

支出総額は2億7,245万5,079円で、企業債償還金1億916万3,735円は、元金償還金、改良費1億6,329万1,344円は、固定資産購入費、原水浄水設備工事費、配水設備工事費です。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,441万4,960円は、損益勘定留保資金などで補てんされています。

平成30年度は4,718万8,836円の純利益を計上しましたが、前年度繰越利益剰余金7,821万8,197円に純利益を加えた額1億2,540万7,033円の未処分利益剰余金を生じました。この未処分利益剰余金については、繰越利益剰余金として翌年度へ繰り越しとなっています。

審査では、建設工事または改良工事契約の落札率、水道使用料が糟屋地区内で一番高い要因、生活困窮者などの滞納者へのアプローチについての考え方、糟屋地区内の自己水源率の割合、企業団との契約の見直し、今後の水道使用料の見通しなどについて質疑がありました。

採決の結果は、認定とするものと決したことを報告します。

事件の名称、認定第4号 平成30年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

平成30年度宇美町流域関連公共下水道事業会計の決算は、収益的収支では、収入総額8億8,588万3,629円で、営業収益7億1,177万8,470円は、下水道使用料、他会計負担金及び手数料です。営業外収益1億6,757万6,604円は、受取利息及び配当金、長期前受金戻入及び雑収益です。特別収益652万8,555円は、公営企業法適用開始時点の未収金である平成27年度末の下水道使用料、下水道事業受益者負担金の滞納繰越額の収入分です。

支出総額は8億6,252万9,881円で、営業費用7億1,093万6,338円は、経常的経費のほか流域下水道維持管理負担金、減価償却費などです。営業外費用1億5,159万3,543円は、企業債利息及び消費税です。

資本的収支は、収入総額5億168万400円で、企業債2億7,290万円、他会計負担金1億4,634万1,000円、国庫補助金6,655万円及び負担金1,588万9,400円です。支出総額8億7,364万8,431円で、建設改良費2億8,210万1,859円、企業債

償還金5億9,153万8,932円、基金積立金7,640円です。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億7,196万8,031円は、損益勘定留保資金などで補てんされています。

平成30年度は1,899万1,910円の純利益を計上しましたが、前年度繰越欠損金143万4,275円に純利益を加えた額1,755万7,635円の未処分利益剰余金を生じました。この未処分利益剰余金については、繰越利益剰余金として翌年度へ繰り越してとなっています。

審査では、企業債の借りかえ、企業債の未償還残高の返済の見通し、建設工事または改良工事の落札率、受益者負担金における前納報奨金制度の利用者割合、下水道使用料が糟屋地区内で一番高い要因、下水道使用料の今後の見通しなどについて質疑がありました。

採決の結果は、認定とするものと決したことを報告します。

事件の名称、第5号 平成30年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について。

平成30年度宇美町一般会計歳入歳出決算については、歳入総額116億7,918万747円、歳出総額112億739万1,376円で、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を引いた実質収支は4億1,366万6,371円の黒字決算です。

歳入では、1款町税は36億8,292万7,039円で、町民税18億4,256万6,656円、固定資産税15億183万4,091円、軽自動車税9,891万100円、町たばこ税2億3,961万6,192円です。

2款地方譲与税は8,961万9,000円、3款利子割交付金は584万1,000円、4款配当割交付金は1,297万1,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は1,188万円、6款地方消費税交付金は6億3,755万9,000円、7款自動車取得税交付金は3,404万2,000円、8款地方特例交付金は3,625万2,000円です。

9款地方交付税は26億477万6,000円で、普通交付税23億1,199万5,000円、特別交付税2億9,278万1,000円です。

10款交通安全対策特別交付金は533万8,000円となっており、11款分担金及び負担金1億8,225万9,003円は、民生費負担金分が主なものです。

12款使用料及び手数料1億7,917万7,107円は、公営住宅使用料を含む土木使用料、塵芥処理手数料を含む衛生手数料などが主なものです。

13款国庫支出金は15億2,186万5,383円で、国庫負担金12億1,111万6,371円、国庫補助金3億76万5,000円、委託金998万4,012円です。

14款県支出金は8億6,131万7,188円で、県負担金6億4,938万8,150円、県補助金1億4,935万2,674円、委託金6,257万6,364円です。

15款財産収入は1億5,619万731円で、財産運用収入、財産売払収入です。

16款寄附金は3,663万952円で、ふるさと宇美町応援寄附金が主なものです。

17款繰入金は4億7,163万700円で、財政調整基金繰入金、農業振興事業費財政基金繰入金、18款繰越金は3億5,503万4,927円、19款諸収入は2億4,104万1,717円、20款町債は5億5,282万8,000円です。

歳出では、1款議会費1億2,127万7,233円です。2款総務費は18億3,701万8,910円で、総務管理費16億464万9,383円、徴税費1億5,642万623円、戸籍住民基本台帳費6,792万7,355円、選挙費479万9,680円などで、うち総務管理費では基金費が主なものです。

3款民生費は45億1,553万2,535円で、社会福祉費23億6,280万8,717円、児童福祉費21億5,272万3,818円です。社会福祉費では、障害者福祉費、後期高齢者医療費などが主なものであり、児童福祉費では児童手当費、保育園費などが主なものです。

4款衛生費は11億8,190万720円で、保健衛生費2億9,946万5,355円、清掃費8億8,243万5,365円、うち清掃費では塵芥処理費が主なものです。

5款労働費は2,090万4,168円、6款農林水産業費は8,410万8,563円、7款商工費は2,759万6,058円です。

8款土木費は8億2,556万4,077円で、道路橋りょう費1億6,489万6,419円、都市計画費5億5,414万1,746円が主なものです。

9款消防費は4億7,838万9,008円で、10款教育費は10億9,527万2,226円で、教育総務費2億4,570万1,638円、小学校費1億9,253万40円、中学校費8,896万1,126円、幼稚園費8,990万3,680円、社会教育費2億2,748万9,767円、保健体育費2億5,068万5,975円、11款災害復旧費は2,811万1,150円、12款公債費は9億9,171万6,728円です。

審査の過程では、歳出、歳入、総括の順で詳細に内容をたどりました。この間の過程につきましては質疑が多数ありましたので、特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきました。

審査の結果は、認定とするものと決したことを報告します。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 質疑を終結します。

念のため申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、認定第1号 平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号 平成30年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号 平成30年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号 平成30年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号 平成30年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）まず、原案に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 私は、平成30年度宇美町上水道事業会計決算について賛成の立場から討論を行います。

上水道事業会計は、給水人口の減少や大口利用者の井戸水転換など環境変化に伴い営業努力を続けておりましたが、平成23年度から28年度までの6年間赤字経営が続き、経営の安定化と財政健全化が急務であることから、平成29年1月から料金改定を行い、経営の安定化を図ったものであります。改定後の経営は安定し、平成30年度においては4,700万円余の純利益を

計上しております。

決算審査特別委員会では、工事請負契約について落札率が高いとの指摘がありましたが、独自の調査では、予定価格については積算する過程において国や県が発行する図書をもとに公共工事の労務単価及び実施設計単価等により積算され、品質が確保された目的を達成するためには必要な価格が予定価格であり、また宇美町はその予定価格を事前に公表しています。結果を見てみますと、予定価格内で落札されていることから、単に落札率だけを見て高い低いはナンセンスであると考えます。

さらに、町内業者の指名に関しては、地域経済の活性や地場企業の育成の観点から必要であると考えます。昨今の災害において、緊急時に復旧対応に当たっている業者さんはどこでしょうか。紛れもなく地場企業であることは皆さんも御承知であると思います。いつ起こるか分からない災害においては、地場企業及び技術育成が必要だと考えます。

今後も経費削減に努められ、水道水の安定供給に努力されることをお願いし、本決算に賛成いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから、認定第3号 平成30年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号 平成30年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号 平成30年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号 平成30年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、脇田議員。

○9番（脇田義政君） 平成30年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の討論を行います。

平成26年から27年にかけての宇美町の財政状況といいますか財政状態をその当時を振り返ってみますと、その当時は補正予算を組むにもその補正財源を捻出するのに相当苦勞されていたと思います。その上、基金も、その当時の基金は数年で底をつく、枯渇するというような見込みで、所管課、担当者の方は相当苦勞されていたというふうに私は記憶しております。

しかしながら、それ以後、政策経営課による健全化計画の策定と職員の皆さんが一丸となってその計画の推進、そして実践によって、平成30年度の決算においては財政状況、財政状態を示す主要な財政指標の数値も適正なあるいは妥当な範囲といいますか、そういう範囲内に数値がほぼ入っております。非常に改善が見られていると思います。

しかしながら、健全化の道はまだ道半ばだと思いますので、今後、社会経済、環境の変化、時代の変化、あるいは災害等をはじめ不測の事態に臨機応変に対応できる健全な財政運営を確立されることをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。賛成でしょうか、反対でしょうか。

では、次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） 賛成の立場で討論をしたいと思います。

4点ほど論拠があります。

まず、1点目、プライマリーバランスの黒字化、2年連続で黒字となっております。したがって、町債残高も3年ぶりに100億円台から97.5億円まで減少している。評価しております。

2点目、町税のアップ、たばこ税を除く町税のアップ、評価しております。

3点目、これが最も大事だと思います。経常収支比率、2年前は99%、過去最高でしたが、一昨年96.5%まで減少し、今年度というか今回95.1%、この2年間で約9ポイント減少しております。高く評価をしなければならないと思っております。

最後になりますが、4点目、財政調整基金などの基金の残高、これも2年連続で増加しており

ます。3億、3億増加して、13億から16億、そして今回は19億、増加しております。

この4点の論拠でもって、結果でもって賛成討論となるわけですが、この結果となる前に、皆さんプロセスが大事だと思っています。2年前、3月に財政改革推進プランを策定されたと思います。それ以来、皆さん方が事業の選択及び集中に取り組んでこられた。このプロセス、この点を大きく評価したい。こういうことで、今回も賛成の討論といたします。まだ、賛否を決めていない方に対して賛成を促してと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから、認定第5号 平成30年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

日程第6. 報告第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、報告第1号 平成30年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を行います。

報告を求めます。工藤政策経営課長。

○政策経営課長（工藤正人君） 失礼します。では、説明をさせていただきます。

報告第1号 平成30年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

まずは、1枚めくっていただきまして、1ページが健全化判断比率の報告書になっています。次の2枚目、2ページ目が審査意見書。さらに、次の3ページ目、こちらが資金不足比率についての町長からの報告書。それから、4ページ目が資金不足比率の審査意見書となっており、5ページをお願いします。5ページ以降に健全化判断比率等の資料を添付させていただいております。

まずは、こちらのほうから説明をさせていただきたいと思いますので、次の6ページをお開き

いただきたいと思います。

図式が上と下に2つ載っておりますが、まずは上段でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要というところで、こちらをごらんいただきたいと思います。健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全性を示す指標としまして、このページでいきますと上の図表の左下、ページでいきますとちょうど中ほどの左側、縦に並んでおりますけども、実質赤字比率それから連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、そして資金不足比率がありまして、毎年この財政指標の算定と公表が義務づけられておるものでございます。

また、判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になった場合には財政健全化計画を、財政再生基準以上になった場合は財政再生計画を、また公営企業が経営健全化基準を超えた場合には経営健全化計画の策定が義務づけられているものでございます。

6ページの下段の図式については、どの比率にどこまでの会計等が対象になるかというものをあらわしたものとなっておりますのでございます。

次の7ページをお願いいたします。こちらは健全化判断比率等の算出式ということで、ここで各比率の算定式を掲載しております。

簡単に説明をさせていただきますと、まず1つ目の実質赤字比率は、普通会計における実施赤字の標準財政規模の額に対する比率でございまして、宇美町では一般会計を対象とするものでございます。

2つ目の連結実質赤字比率は、一般会計と上水道事業などの公営企業会計及び国保などの保険等事業会計の公営事業会計における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率となっております。

3つ目の実質公債費比率は、一般会計、公営事業会計に一部事務組合、広域連合を対象に一般会計が負担する実質的な公債費、これの標準財政規模の額に対する比率でございまして、過去3カ年間の平均で算出されるものでございます。

4つ目の将来負担比率は、地方公共団体が設立しました一定の法人の負債の額等を含めて一般会計が将来負担すべき実質的な負債の、これも標準財政規模の額に対する比率ということになっております。

5つ目の資金不足比率、こちらは公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率となっておりますのでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。8ページ以降につきましては、1年前になりますけども平成29年度の決算に基づきます健全化判断比率、資金不足比率の概要確報を添付させていただいております。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体につきましては、このページに記載されておりますけども、全国で1団体というところでございます。この団体に

つきましては、財政再生基準も超えておる団体になります。

この概要のほうは9ページ、それから10ページと続いておりました、こちら後ほど見ていただければと思いますが、最後の11ページには糟屋地区1市7町の、これも済いません1年前の分になりますけども、平成29年度決算に基づく比率の一覧表を添付しておりますので、こちら後ほど御参照いただければと思います。

それでは、平成30年度の健全化判断比率の報告をさせていただきたいと思っております。

戻っていただきまして、先ほど申しましたが1ページ目が報告書となっておりますが、説明につきましては2ページの監査委員の審査意見書によりまして報告をさせていただきたいと思っておりますので、2ページをお開きいただきたいと思います。

この中の中段の表をごらんいただきたいと思います。①の実質赤字比率でございますが、一般会計の実質収支が赤字の場合のみ比率が表示されるもので、先ほど認定をいただきました平成30年度一般会計決算において、実質収支4億1,366万6,371円で5.72%の黒字となっておりますので、ここに比率は表示されません。

なお、早期健全化基準につきましては、13.98%となっております。

②の連結実質赤字比率は、宇美町では一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計を連結の対象とし、実質収支の比率を算定するものでございます。国民健康保険特別会計は赤字となっておりますが、全会計では12.47%の黒字となりましたので、これも比率は表示されておられません。

なお、早期健全化基準につきましては、18.98%となっております。

③の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の公債費などの標準財政規模を基本とした額に対する比率をあらわすものでございますけども、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道会計のほか、加入しております一部事務組合等の元利償還金相当額を含めての負担比率を算出しております。平成30年度の実質公債費比率につきましては7.9%となっており、早期健全化基準の25%を大きく下回っておるところでございます。

④の将来負担比率は、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道会計のほか、一部事務組合等を対象に一般会計におけます将来の財政負担を示す指標でございます。一般会計の地方債の残高、上下水道会計の償還費の繰り出し見込額、退職手当負担見込額等により比率が算出されるものでございまして、平成30年度の将来負担比率は7.7%となっており、早期健全化基準の350%をこちらも大きく下回っておるところでございます。

以上のとおり、各比率ともに早期健全化基準を下回っており、財政健全化計画策定の義務は発生いたしておりません。

続きまして、平成30年度の資金不足比率について御報告をさせていただきます。

3 ページが報告書となっておりますが、こちらにも監査委員の意見書によりまして報告をさせていただきます。4 ページのほうをよろしくお願ひします。

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模であります料金収入の規模と比較して指標化をし、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。資金の不足額は流動負債の額から流動資産等の額を控除すること等を基本としておりまして、欠損金とは異なるものでございます。

中段の表をごらんいただきたいと思いますが、平成30年度上水道事業会計決算それから流域関連公共下水道事業決算はともに黒字となっており、資金不足比率は表示されておられません。

以上により、両会計ともに経営健全化基準20%を下回っておりますので、経営健全化計画の策定の義務は発生いたしてございません。

というところで、以上、宇美町におきましては財政健全化計画及び経営健全化計画策定の義務は発生していないというところで、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

報告第1号 平成30年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終結します。

追加日程第一 議案第41号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、議案第41号 町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。江崎税務課長。

○税務課長（江崎浩二君） 失礼いたします。一部改正を繰り返す長い議案名になっておりますが、税務課より御説明をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

議案第41号 町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由でございますが、福岡県税条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、軽自動車税の非課税の範囲について、所要の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次のページをお願ひいたします。

1 ページは、改正する条例の改め分でございます。

内容につきましては、次の2ページの新旧対照表で御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。

今回の改正内容は、第2章普通税、第3節軽自動車税、第81条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車税の非課税の範囲を拡充するものでございます。右の枠の現行では、(1)の救急用のもののみとしておりましたが、改正案では(2)として血液事業の用に供するものを新たに加えるものでございます。

今回の改正に至った経緯につきまして御説明をいたしますので、次の3ページをお願いいたします。

環境性能割の概要ということで資料をつけております。1つ目の丸印ですが、いよいよ来月から消費税が増税となります。このことに伴いまして、令和元年10月1日付で軽自動車取得税が廃止され、新たに軽自動車税に環境性能割が創設されることとなったところでございます。

2つ目の丸印ですが、この改正に伴いまして、これまでは県税であった軽自動車取得税が市町村税の環境性能割として新設されることとなります。イメージ図の左側が現行で、右側が10月1日からの改正になります。矢印で示しておりますように、現行の県税の軽自動車取得税が改正後は市町村税の環境性能割になります。では、税源の移譲かといいますと、現行の一番下の米印に記載しておりますが、軽自動車取得税は県税として徴収され、その後、自動車取得税交付金として現在町に交付されているものでございます。また、税額の計算方法は軽自動車取得税、環境性能割、どちらも軽自動車の取得価格の2%で計算し税額を決定いたしますので、今回の改正で収入財源がふえることにはならないものでございます。

10月1日からこのように制度が変わる中で、3つ目の丸印が今回の条例改正にかかわる部分でございますが、この軽自動車環境性能割は市町村税ではございますが、購入者や販売店の混乱を避けるため、当分の間、軽自動車取得税のときと同様に都道府県が賦課徴収を行うこととなっており、県と町が協定を結び、県が賦課徴収を行った後で県が町に払い込むこととなります。このような事務処理を行いますので、米印の部分になりますが、軽自動車税の非課税の範囲につきましては、福岡県税条例に町税条例を準拠する必要があるところでございます。そこで、県との協定を結ぶに当たり、県の条例と町の条例を照らし合わせましたところ、日赤が所有する軽自動車の非課税の範囲に県の条例とのそごがありましたので、今回、血液事業の用に供するものを新設し、県の条例に合わせるものでございます。

2ページに戻っていただき、条例の内容について若干御説明をいたします。

(1)の救急用のものに該当する車両でございますが、軽自動車以外であれば、日赤が所有する救急車や救護資材の運搬車両等がございます。軽自動車になりますと、日赤所有の災害現場の荒れた道を走行可能な軽四輪駆動車やモトクロスバイクがございます。

今回新たに設けます（２）血液事業の用に供するものでございますが、軽自動車以外であれば、日赤所有の輸血用血液製剤を搬送する搬送車、輸血バスが該当いたします。軽自動車では、日赤所有の同じ目的の軽自動車ということになっておりますが、市町村におきましてはほとんどがこの条文に該当する軽自動車の車両がないことから今まで条例に定めておりませんでした。今回、県の条例に合わせ新たに定めるものでございます。

改正内容と改正の経緯は、以上でございます。

この条例は公布の日から施行いたしますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４１号 町税条例及び町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

追加日程第二 発議第２号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第二、発議第２号 天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議を議題といたします。

趣旨説明を求めます。南里議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（南里正秀君） 発議第２号 天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第１４条第３項の規定により提出いたします。令和元年９月１０日。宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、議会運営委員会委員長南里正秀。提案理由ですが、本年１０月２２日に「即位礼正殿の儀」が挙行される新帝陛下の御即位に当たり、慶祝の意を表するため、賀詞について決議するものであります。

それでは、別紙決議書を読み上げさせていただきます。

天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議。

賀詞。天皇陛下におかせられましては、風薫る佳き日にご即位あそばされ、日本国及び日本国民統合の象徴として皇位を継承なされましたことは誠に慶賀に堪えません。世界の平和と我が国の繁栄が一層進展し、令和の世が幾久しく続きますよう心から祈念申し上げ、ここに宇美町議会
は町民を代表して謹んでお祝いを表します。

以上決議します。宇美町議会。

以上、御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申しまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

南里委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 私は、天皇陛下御即位奉祝賀詞の決議に賛成の立場から討論を行います。

新帝陛下におかせられましては、風薫る佳き日にご即位あそばされ、日本国及び日本国民統合の象徴として皇位を継承なされましたことは誠に慶賀に堪えないところであります。新帝陛下は、即位後の朝見の儀のお言葉の中で、皇位を継承するに当たり上皇陛下のこれまでの歩みに深く思いをいたし、また歴代の天皇のなさりようを心にとどめ、自己の研さんに励むとともに、常に国民を思い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としての責務を果たすことを誓い、国民の幸せと国の一層の発展、そして世界平和を切に希望しますと述べられました。

私ども国民の幸せと国家の発展、そして世界平和をお祈りされる第126代天皇陛下をいただいて、新しい令和の御代を築いていただきたいと存じ、新帝陛下の一世一代の御慶事を町民が協力して謹んでお祝いを申し上げたいと存じ、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議を賛成いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 賛成討論ですね。はい。

次に、原案の賛成者の発言を許します。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 賛成の立場から討論いたします。

天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議。

私たち日本共産党は、日本国憲法の全条項を守る立場から天皇の代がわりに伴う一連の儀式に当たっても、日本国憲法の原則、特に国民主権と政教分離の原則を厳格に守ることが大切であると考えます。天皇制反対の立場ではなく、憲法の原則にのっとりた行事にすべきであると考えます。

天皇即位について、安倍政権は平成の代がわりの儀式を踏襲するとしており、日本国憲法に照らして重大な問題があります。それは、前回の儀式が明治憲法下の絶対主義天皇制のもとで公布された旧皇室典範と登極令を踏襲したもので、国民主権と政教分離という憲法の原則に反するものだからです。国事行為や儀式は抜本的な見直しが必要だと思います。

登極令をちょっと説明します。大日本国憲法法規の旧皇室典範において、天皇の踐祚即位礼その他に関して規定された皇室令であるということです。踐祚即位礼というのは、踐祚は天子の位を受け継ぐということです。それと、剣璽等承継の儀、即位後朝見の儀は、政教分離、国民主権とは相入れないものであるということです。10月の即位礼、11月の大嘗祭も国民主権、政教分離の原則に反するものです。

以上のことを指摘し、賀詞決議を行うことには賛成いたします。賀詞決議の内容については、その都度判断していく考えでございます。

以上をもって、賛成意見といたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから、発議第2号 天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申し出がっております。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。各常任委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたし

ました。

これをもちまして、本9月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、令和元年9月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時06分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月6日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 吉 原 秀 信

署名議員 入 江 政 行